

第18回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月12日(月) 午後2時から午後3時23分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

会長職務代理者	13番	目黒正一			
委員	1番	丹野義基	2番	佐畑幸一	
	3番	伊東登	5番	唯野哲夫	
	6番	坂本雄司	7番	後藤義昭	
	8番	三國実加	9番	小島良金	
	10番	佐藤雄一	11番	武島竜太	
	12番	中和田吉彦			

4. 欠席した農業委員(1人)

14番 前川正人

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 志賀謙寿

事務局次長兼農業振興係長 渡部賢治

事務局農地係長 橋本庸介

事務局主査 大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地改良届出について
- (3) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (4) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (5) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (7) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第6号 現況確認証明申請について

議案第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第8号 令和4年度第8号農用地利用集積計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第18回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第18回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席の届出は、14番前川正人委員です。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。11月11日、金曜日、総会後にだより編集委員会を開催し、相馬市農業委員会だより第67号の内容について、協議を行っております。11月13日、日曜日、ふくしま農業人フェアが福島市で開催され、相馬市農林水産課でブースを設置しております。その席に、相馬市農業委員会としまして、荒徳吉最適化推進委員に同席いただきました。当日は、3組4名の新規就農希望者に対しての相談を受けております。11月15日、火曜日、前川会長、目黒職務代理者、佐藤振興委員長、丹野振興副委員長で市長室を訪問し、立谷市長へ、農地利用最適化推進施策に関する意見書を提出しております。11月25日、金曜日、第18回総会に係る議案を郵送で配布させていただいております。11月28日、月曜日及び12月5日、月曜日、6日、火曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。8番三國実加委員、10番佐藤雄一委員、ご兩名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、(2)農地改良届出について、(3)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(4)農地転用許可に係る工事完了報告について、(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(6)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(7)農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は、2件の届出を受理しました。こちらは通常、農地に建物を建築する場合には、農業委員会からの農地転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、農業委員会の転用申請を要せず、届出のみで農業用施設の建設が可能となるものです。届出の概要につきましては、議案書記載のとおりですが、番号2番について、去る12月5日に、輪番委員と共に現地調査を実施しましたが、届出の内容を超える面積で、既に農地の一面に砂利が敷かれており、また、東屋のような建築物も建っており、今回の届出の内容とは別の目的で土地が利用されている状況であることを確認したため、現地確認終了後、地権者に対し、届出以外の部分については、原状回復、若しくは、農地転用の許可申請が必要な旨、事務局から指導を行ったところです。今後の対応方については、進捗があり次第、委員の方々にご報告したいと思います。

続いて、(2)農地改良届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。農地への客土など、工事による農地改良を行う場合、通常、一時転用許可を受ける必要がありますが、使用する土が山砂または田畑表土の耕作に適したものの、工事の面積が10アール以下であること、また、工事期間が3ヶ月以内であること、土の高さが、現況より概ね1メートル以内であること、隣地所有者や土地改良区の同意書を添付していただくことを条件に、届出を提出していただくことで、一時転用許可を省略できるものです。届出の

概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続いて、(3) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は、3件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用許可を受けた事業は、許可の3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は、1年ごとに工事が完了するまで、定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが、許可の条件の一つとされています。提出された工事の進捗状況、完了報告については、計画通り工事が行われているかどうか、現地調査にて確認を実施しているものです。報告の概要については、議案書記載のとおりです。

続いて、(4) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、10件の報告を受理いたしました。報告の概要については、議案書記載のとおりです。

続いて、(5) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、3件の届出を受理いたしました。こちらは、相続などにより農地を取得した際には、農業委員会へ届出なければならないとされており、今回の届出については、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

続いて、(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、3件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由については、番号1番、2番ともに、本総会の議案にも上程されている農地法3条申請のための合意解約となっており、番号3番は、耕作者都合のためとなっております。

最後に、(7) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は、2件の届出を受理いたしました。こちらは、農地法第3条による使用貸借権の合意解約となっており、解約理由につきましては、いずれも耕作者変更のためとなっており、その内、番号1番については、本総会の議案に上程されている、農地法第3条申請のためとなっております。報告は、以上となります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。1番丹野義基委員お願います。

1 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番について報告いたします。去る12月3日に、地区担当の推進委員とともに、申請人の自宅を訪問し、聞き取り調査、現地調査を行いました。また、去る12月5日には、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、現地調査に行ってきましたので、その結果を代表して報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。譲受人の兄が亡くなり、妻である義理の姉が相続したものの、住所が郡山市という事もあり、故人の実弟でもある譲受人へ贈与を行うものです。

また、譲受人には、不耕作地がないものの、議案書に記載のとおり、貸付地が43.7アールあります。農地法の改正により、既に所有又は使用収益権を有している農地で、他の者に使用収益の権利が設定されている場合について、従来認められなかった事案が認められることとなったことから、許可基準第1号の全部効率利用要件は、要件を満たしております。この件につきましては、後ほど事務局から、補足説明をお願いします。許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。許可基準第4号、農作業常時従事要件については、譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりで、要件を満たしております。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であ

りますが、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて要件を満たしていると認められることから、許可相当であると判断いたしました。以上です。

議長 次に、番号2番について、担当委員举手願います。2番佐畑幸一委員願います。

2番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号2番について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る11月25日に、10番委員とともに、被設定人の自宅を訪問し、本人から聞き取り調査を行いました。また、12月5日には、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いましたので、その結果を代表して報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、今までも借りて耕作していたので、今後も、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。よって、許可基準第1号から第7号ま

で、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 次、番号3番、4番について、担当委員举手願います。11番武島竜太委員をお願いします。

11番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号3番、4番について報告いたします。

3番、4番は、譲受人が同じであり、関連案件として一括して報告いたします。去る11月30日に、現地にて聞き取り調査を実施いたしました。また、12月6日には、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、調査委員を代表して、結果をご報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、聞き取り調査、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべての要件を満たしていると認められることから、許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 次、番号5番、6番については、調査担当委員が私でありますので、代わりに事務局報告といたしたいと存じますが、これにご異

議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。事務局より報告願います。事務局。

事務局 それでは、調査担当委員より提出いただきました調査報告書を事務局より代読させていただきます。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号5番、6番についてご報告申し上げます。関連がありますので、一括して報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る12月3日、土曜日に、地区担当の大和田義一推進委員とともに、譲渡人宅、譲受人宅それぞれを訪問して、聞き取り調査を行ってきました。

また、12月6日、火曜日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、調査委員を代表いたしまして、調査結果をご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(交換)になります。お互いに、作業の効率を良くするためとのことでした。譲受人、譲渡人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人、譲渡人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人、譲渡人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人、譲渡人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、聞き取り調査、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議 長 引き続き、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より、補足説明いたします。全部で4点ございます。

まず1点目、議案書5ページ、番号1番について、譲受人の許可要件第1号関係について、補足説明いたします。譲受人は貸付地がございます。これまでの農業委員会の対応としては、譲受人に貸付地が少しでもある場合、許可要件第1号関係である全部効率利用要件に該当するという判断となり、合意解約を行って、貸付地がない状態にしてもらってから、申請をいただくという処理をしていたところですが、平成27年に農地法改正が行われた際に、この許可要件第1号全部効率利用要件の解釈の見直しがありました。

詳細については、お手元に配布しております、議案第1号1番案件補足資料と書かれた資料をご覧くださいなのですが、こちらは、農地法関係事務に係る処理基準という県から示されている要綱を抜粋したものになっています。具体的な部分は蛍光ペンで示していますが、読み上げますと「権利取得者等が既に所有し、又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地等であって、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されているものは、」こちらは、自身の所有農地を他者に耕作権を設定している農地のことを指しています。「第一義的には、当該他の者が耕作又は養畜の事業に供すべきものであるため、当該権利取得者等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地に含まれない」とされています。つまり、賃借で他者に耕作してもらっている農地があったとしても、それは全部効率利用要件の面積からは、除いて考えて問題ない、というものになっています。

例えば、自分は水稻農家ではなく、畑作農家である場合など、栽培する作物によって、農地を有効活用できる状況は変わってきます。結果として、農地として適切に耕作、管理がされていれば、問題はない、ということがこちらに記載の内容となっております。

長年農業委員をされている方からすると、違和感を覚える部分があるかと思いますが、現在の農地法の解釈としては、貸付地があったとしても、それは全部効率利用要件には抵触しないというこ

とで、改めてご理解をいただければと思います。

続いて、補足説明2点目、議案書6ページ、番号2番ですが、冒頭で議案の差し替えについてご説明しましたが、当初の申請の段階では、所有権移転の方法を贈与で行う内容で申請いただいたところでしたが、担当委員の事前聞き取り調査の中で、所有権移転の方法を、贈与から売買に変更したい旨の相談があり、その後改めて、申請書を修正して、農業委員会に再提出をいただいたため、今回議案の差し替えを行っているものです。

続いて、補足説明3点目、議案書7、8ページ、番号3番、4番ですが、こちらの3条申請が行われた経過としまして、譲受人はこれまで、中村字砂子田の畑で耕作を行っていたのですが、県の宇多川河川改修に伴い、その代替地として北飯渕の農地を取得するものです。

また、申請地である田を畑として活用するため、客土を行ってから耕作を再開する計画でおり、本議案では、まず3条申請による所有権移転を行い、来月以降の総会にて、農地法第4条による農地の改良工事に伴う一時転用申請が行われる予定となっております。

続いて、補足説明4点目、議案書9、10ページ、番号5番、6番ですが、こちらは、担当委員の報告内容にありましてとおり、所有権移転の交換となっております。お手元に配布しております。議案第1号5番、6番案件補足資料と書かれた資料をご覧いただきたいのですが、こちらは、農地の位置関係をまとめた資料となっております。ご覧いただいているとおり、農地の場所が常磐線を挟んで存在しているため、農地から農地への移動が非常に大変であるということで、耕作をお互いしやすい形にするため、今回の申請に至ったということです。

また、議案書10ページ、番号6番の譲渡人についてですが、農業者年金の経営移譲年金の受給者となっており、既に後継者に対し経営移譲を行っているため、本来であれば、後継者に対して所有権の移転を行わなければならないところですが、農業者年金基金へ確認を行ったところ、一度、交換による所有権移転を実施して、その後、改めて後継者に対し、農地法第3条による使用貸借権を設定すれば、農業者年金の受給に影響はないとの回答を得たため、本総会では、交換による所有権移転を実施し、来月以降の総会にて、改めて、後継者に対し3条使用貸借権を設定する申請がなされる予定となっております。

議案第1号に関する補足説明は、以上となります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、進入路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、盛土(客土)用地として一時転用するものであり、一時転用期間は、許可の日から5ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上となります。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員願います。

12番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件を報告します。申請人の住所、氏名、申請地の所在や、転用後の用途については、議案書に記載のとおりです。去る12月6日に、11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかし、この案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張するのが目的でありますので、代替地の検討は、特に必要ありません。以上のことから、立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 続いて、案件2番について、担当委員挙手願います。8番三國実加委員願います。

8 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、2番案件を報告します。去る12月5日に9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかし、この案件は、農地改良のための一時転用でありますので、不許可の例外事業に該当いたします。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。以上のことから、立地基

準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。

許可基準第5号は、盛土して転圧し、耕うんして農地に復元いたします。以上のことから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、事務局よりご説明申し上げます。

申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。当初計画者は、令和3年7月25日付けで農地法第5条に基づく転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由により、店舗を県道側の近くに移動することで、土地利用計画及び資金計画に変更を生ずるものであります。現地調査におきまして、議案書記載の(ア)から(ウ)までの事業計画変更の承認要件を確認してまいりまし

た。

なお、補足になりますが、この案件は、農地転用面積が3,000平方メートルを超える申請のため、農地法に規定する県農業会議への意見聴取が必要な案件になります。そのため、本総会で「承認」と議決いただいた場合の事務手続きですが、12月26日に県農業会議が開催する第82回常設審議委員会へ意見聴取をし、その回答をいただいてからの承認となります。

書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙願います。12番中和田吉彦委員お願いします。

12番 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。去る12月6日に、11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。事務局から説明があった議案書に記載の事業計画変更の承認要件にある（ア）から（ウ）の内容に基づいて確認したところ、議案書に記載のとおり、3つの要件すべてを満たすものと判断いたしました。補足をしておきますと、工事期間が許可の日から7ヶ月から9ヶ月へ、資金計画が1億6,911万円から1億6,791万円へ、造成費が減ったということであります。あとは、その他の部分で、店舗を変更前より8メートル北側へ移動、それに伴い、従業員の駐車場等を設置するものであります。以上のことから、事業計画変更承認申請は、承認相当と判断いたしました。以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、駐車場及び資材置場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(4ヶ月)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、相馬市所有の水路がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、車庫・駐車場・通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(20年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として、譲渡人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、工場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲受人及び譲渡人所有の宅地等がございます。書

類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲受人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、携帯電話のアンテナ工事に伴い、資材置場及び現場事務所を整備するための一時転用であり、一時転用期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（6ヶ月）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に6番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、携帯電話のアンテナ工事に伴い資材置場及び現場事務所を整備するための一時転用であり、一時転用期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（6ヶ月）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上になります。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員願います。

12番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について報告します。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。去る12月6日、11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、中村第二小学校に隣接し、また中村第二中学校まで440メートル程の位置にあります。また、敷地に隣接する市道幅員が4メートル以上あり、上下水道が敷設されているため、第3種農地の公共施設便益区域内

農地の要件に該当し、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、非該当です。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、案件2番、3番について、担当委員举手願います。11番武島竜太委員をお願いします。

11番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件から3番案件について報告します。去る12月6日、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して、調査結果を報告いたします。

初めに、2番案件について報告します。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、上下水道が埋設された道路に面し、かつ500メートル以内に中村第二小学校、中村第二中学校がありますので、第3種農地の公共施設便益区域内農地の要件に該当し、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、非該当です。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、3番案件について報告します。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を住宅等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討の結果、他の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影

響、支障はないものと判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、案件4番について、担当委員举手願います。8番三國実加委員をお願いします。

8 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件について報告します。去る12月5日、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかしこの案件は、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当しません。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 続いて、案件5番から6番について、担当委員举手願います。9番小島良金委員をお願いします。

9 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、5番案件、6番案件について報告します。去る12月5日に、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して報告いたします。

初めに、5番案件について報告します。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を住宅、山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号について、この許可申請は、携帯電話アンテナ設置工事のための資材置場及び現場事務所として使用するためであり、

申請地以外の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、6番案件について報告します。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号について、この許可申請は、携帯電話アンテナ設置工事のための資材置場及び現場事務所として使用するためであり、申請地以外の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第5条の規定

による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号許可の条件を履行したことの証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第5号許可の条件を履行したことの証明申請について、番号1番、2番を報告します。去る12月5日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を実施いたしましたので、結果を代表してご報告いたします。

初めに、番号1について、申請地の現況は、転用許可条件どおり、住宅が建築されておりました。したがって、申請地の現況は宅地であり、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。

続いて、番号2について、申請地の現況は、転用許可条件どおり、住宅が建築されておりました。したがって、申請地の現況は宅地であり、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第6号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番、2番について、担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員願います。

10番 議案第6号現況確認証明申請について、番号1番、2番を報告します。去る12月5日、8番委員、9番委員、事務局2人とともに現地調査を実施いたしましたので、調査結果を代表してご報告いたします。申請地は、議案書に記載された申請理由のとおり、周辺の状況からも、今後も農地として耕作することが困難と見てまいりました。したがって、農地の状況は、周辺の状況から判断して、番号1の枝番1、枝番2、枝番3は、申請地目どおり「山林」と見てまいりました。番号2の枝番1は、申請地目は「原野」でしたが、「山林」と見てまいりました。よって、非農地として証明書を交付することが妥当であると判断しました。以上、ご報告いたします。

議 長 続いて、番号3番から9番までについて、担当委員挙手願います。3番伊東登委員願います。

3 番 議案第6号 現況確認証明申請について、番号3番から9番案件について、調査担当委員を代表し、報告いたします。

初めに、番号3番について、去る12月2日に、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、調査結果をご報告いたします。番号3番中、枝番2を除く、枝番1、3、4については、申請地目のとおり「山林」として判断しました。枝番2については、申請地目は「山林」となっておりますが、「原野」と判断しました。

続いて、番号4番から9番について、去る12月2日に、地区担当の推進委員、事務局とともに、写真確認による現地調査を実施しましたので、調査結果を報告いたします。番号4番から9番について、いずれも申請地目のとおり「山林」と判断しました。以上、報告いたします。

議 長

次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局

議案第6号現況確認証明申請について、事務局より補足説明いたします。番号4番から9番について、申請に至った過程と審査の流れについてご説明いたします。お手元に配付いたしました、議案第6号補足資料と、地図の資料をご覧ください。

本申請地である山上字大久原地区に通じる林道（大久原胡桃坂線）は、令和元年台風19号の影響により、崩落しているため、車両では現在通行できない状況となっています。

今回、こちらの大久原地区において、太陽光発電事業の実施を計画している業者が、大久原胡桃坂線の復旧工事を行いたいと考えている状況です。大久原胡桃坂線については、相馬市が、磐城森林管理署（国）から貸与を受けている林道であり、この林道を復旧するには、相馬市が国へ林道を返還する必要があるとのこと。相馬市が国へ林道を返還する条件として、大久原地区に農地が存在しないことが条件となっており、太陽光事業者が、農地の地権者と調整を図り、今回、現況確認証明申請を農業委員会へ申請するに至ったというのが、経過となっています。

また、今回総会の冒頭で報告いたしました、議案の差し替えで、申請人の1人が申請を取り下げた経過ですが、他の申請者の審査結果をみてから、改めて現況確認証明申請を検討したいという申出あったため、当初の申請から1件取り下げをしているところです。したがって、次回以降の総会において、申請される可能性がある旨報告いたします。

また、番号9番の山上字新駅については、今回の太陽光事業用地とは関係がない場所なのですが、地権者が、今回の大久原地区の申請に併せて現況確認申請をしたい旨の要望があったため、併せて申請をいただいているところです。長くなりましたが、申請に至った経過は、以上です。

続いて、審査の方法についてですが、先ほど担当委員の報告にもありましたが、写真の確認による調査をしていただいて、調査報告をいただいています。こちらの山上字大久原地区については、飯館村との境にある山奥にあり、現在、令和元年台風19号による影響により、林道が崩壊しており、車両による通行ができない状況であったため、安全性や現地調査の日程の都合などを考慮した結果、去

る11月28日に事務局及び地区担当の推進委員である小田原委員とともに、車両で通行できるところまで行き、その後、徒歩で現場を確認し、写真を撮影してまいりました。その後、12月2日、山上公民館にて、地区担当の伊東登委員と小田原委員にご参集いただき、改めて、現地の状況を説明、写真による確認を行っていた次第となっております。事務局からは、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第7号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から3番までの3件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判

断について、事務局よりご説明いたします。

こちらの非農地判断については、農地法第30条の規定により、農業委員会で実施している農地利用状況調査にて、再生利用が困難な農地として判断された農地について、改めて現地調査を実施し、総会の議案として、「農地」に該当するか否かの判断についてご議決いただくものです。

今回、議案第6号の現況確認証明申請による、山上字大久原地区の現地調査に併せて、同地区内において、過去の農地利用状況調査で再生利用が困難、いわゆるB分類と判断した、承継人が不明な農地を、議案として上程させていただきました。

お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を、参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せて、ご参照いただければと思います。事務局からの説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、番号1番から3番について、調査担当委員を代表し、報告いたします。

去る12月2日に、地区担当の推進委員、事務局とともに、写真確認による現地調査を実施しましたので、調査結果を報告します。番号1番から3番について、いずれも非農地であり、「山林」であると判断しました。報告は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、非農地と判断することにご異議
ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号農地法第2条第1項
の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、
非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第8号令和4年度第8号農用地利用集積計画につい
てを議題といたします。議案第8号中、番号2番については、10
番佐藤雄一委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の
規定による議事参与の制限に該当することから、議案第8号中、番
号2番を抽出し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。10番佐藤雄一委員は、暫時の間、退場
願います。

(10番佐藤雄一委員 退場)

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号令和4年度第8号農用地利用集積計画について、番
号2番について、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありま
して、こちらは新規の利用権設定でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集
積計画が、市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受
ける者が、全て効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農
作業に常時すると認められるか等の要件につきましては、すべて
満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号中、番号2番、令和4年度第8号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。10番佐藤雄一委員の入場を認めます。

(10番佐藤雄一委員 入場)

議 長 10番佐藤雄一委員にご報告いたします。議案第8号、番号2番、令和4年度第8号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。議案第8号、番号1番及び3番から13番までの12件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号令和4年度第8号農用地利用集積計画について、番号1番並びに3番から13番について、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、番号3番及び13番の2件は、新規の利用権設定、1番及び

4番から12番までの11件については、いずれも利用権の再設定、契約の更新でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、番号1番及び3番から13番、令和4年度第8号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第18回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長職務代理者 目黒 正一

議事録署名委員 8番 三國 実加

議事録署名委員 10番 佐藤 雄一